

第2期葛飾区地域福祉計画

概要版

【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】

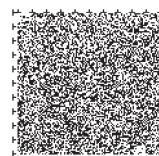
【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

本冊子の下部に印刷されている記号は、「音声コード (Uni-Voice)」です。また、ページの端にある半円の切り欠きは、「音声コード (Uni-Voice)」の位置を示しています。「音声コード (Uni-Voice)」の情報は、専用機械や携帯電話・スマートフォン(アプリ)を使って音声で読み上げることができます。

令和6(2024)年3月

葛飾区



1 計画策定の目的・趣旨

葛飾区（以下「区」という。）では、令和2（2020）年3月に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の計画的な実施や展開を図る観点から、福祉の各分野に共通する理念や取組を定めた「葛飾区地域福祉計画」を策定し、全ての区民が地域とともに生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進してきました。

一方で、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が増えています。さらに、令和5（2023）年には、孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す孤独・孤立対策推進法が成立しました。

こうした状況を踏まえ、区では、新たに令和6（2024）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする「第2期葛飾区地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定し、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、包括的かつ重層的な支援体制の整備を構築するとともに、地域の主体的な取組を基盤としつつ、区のさらなる下支えのもと、公民協働の一層の推進を図ることを目指します。

2 計画の位置付け

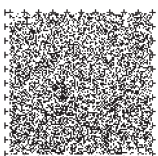
本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として位置付けています。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画及び、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を内包する計画です。

また、本計画は「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」の下位計画であることから、本計画においてもSDGsの理念を踏まえています。



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。



4 計画の基本理念及び基本目標

基本理念

すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち

病気や障害があっても、また介護をはじめ、何かしらの支援が必要な状況になったとしても、人や地域とつながり、喜びを感じることができるまち、多様な個人や家族を地域で受け止め、支え合うまち、地域のために何かをしたいとの思いが実現するまちを目指して、区、社会福祉協議会、地域団体等及び区民が協働して地域共生社会を創っていきます。

基本目標

基本目標 1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

様々な区民が地域社会とつながる取組を推進するとともに、地域の支え合いに関心のある人や団体を支援し、地域福祉の担い手づくりにつなげていきます。

基本目標 2 サービスの質の向上と利用促進

保健や福祉に係る公的サービスの質の向上を図り、全ての区民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

基本目標 3 包括的な支援体制の整備

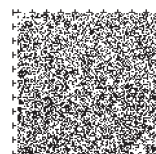
多様化する個人や家族のニーズに対して、公・民を超えた様々な機関や団体などが協働し、包括的かつ重層的な支援体制を整えます。

基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進

区民や地域団体、ボランティア団体の主体的な活動をより一層推進し、楽しみや充実感を感じながら活動していけるよう支援します。

基本目標 5 権利擁護の推進

本人の自己決定を尊重し、周囲の関係者や地域の理解を深めていくことで、子どもや認知症高齢者、障害のある方などの権利を守る体制を整備します。



5 具体的な取組

基本目標 1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり

地域で活動する団体には、活動の担い手の確保や継承に関する共通の悩みがあります。地域で活動する人を増やすためには、何か活動をしたいと思った人が、気軽に相談できる場をつくることや、現在活動に参加している人たちが、やりがいや楽しみを感じながら活動していることを周囲に伝えていくことが大切です。

地域で支援を必要としている対象者が拡大し、支援の内容が複雑化する中で、支援にかかわる個人や団体には、これまで以上のスキルが求められるとともに、地域活動を継続していくためには、活動する人や団体のモチベーションの向上も重要となります。また、特技を生かしたり、楽しみながら生涯学習等の講座などに参加することを通して、地域の実情や課題に関心を持ち、学んだことを地域活動につなげていくことも大切です。

《区が主体となって進める取組》

- 区民が参加したくなる魅力的な講座や福祉活動に対する支援方針などをつくり、地域団体等がより活動しやすい体制づくりを行います。
- 地域で活動する人や団体の取組を支援するとともに、その魅力を区民に発信します。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

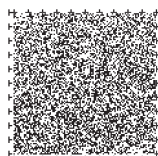
- 区民が参加したくなる魅力的な講座などを開催し、講座受講者を地域活動につなげる取組を進めます。
- 地域で活動する人や団体の取組の魅力を区民に発信していきます。
- 地域の情報を集め、活動に参加したい人と支援を受けたい人とのマッチングや活動に関する相談を受けるとともに、そこで得られた情報から地域の困りごとや心配ごとの解決に向けた取組を推進します。
- 分野別に担い手を募るなど、区民が自らの得意分野を発揮できると思えるような講座や説明会を開催するとともに、充実した活動メニューを提供し、地域活動への参加を促進します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 研修や講座などに講師として参加するとともに、地域で活動する人や団体のスキルアップを支援します。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区民は、地域の実情に関心を持ち、積極的に地域活動に参加していきましょう。
- 地域団体は、団体の活動内容について積極的に情報発信を行いきましょう。



取組方針1 活動に参加したい人（団体）と支援を受けたい人（団体）とのマッチングの充実

- 新たに地域の活動に参加したいと思う区民が、希望する活動に参加することができるよう、マッチング支援を推進します。

取組方針2 活動に参加したい人（団体）のスキルアップ支援

- 地域で活動している、またはこれから活動に参加しようと考えている人や団体などが、安心して地域活動を進めていけるように、活動や取組を展開する上で必要となる知識や技術、運営のノウハウの習得を支援していきます。

取組方針3 生涯学習や福祉教育の充実による、地域で活動する人づくりの推進

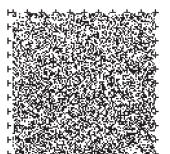
- 生涯学習や福祉教育の受講者の中には、学んだことを地域で生かしたいと考える人も多くいます。そのような区民を実際の地域活動につなげ、地域で活動する新たな人づくりを推進していきます。

取組方針4 地域で活動する人のモチベーションを高める取組の推進

- 地域での活動を継続的に発展させていくために、地域活動にかかわる人や団体のモチベーションを高める取組を進めていきます。

取組方針5 障害のある方や認知症の方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進

- 障害があっても、認知症になっても、社会の中で個人として認められ、地域社会に参加できる場があることは、地域共生社会を実現する上で重要なことです。地域の住民が、障害のある方への理解促進と認知症に対する正しい知識を持ち、障害のある方や認知症の方が地域で共に活動するなど、誰にとっても地域で暮らしやすいまちづくりを目指します。



基本目標2 サービスの質の向上と利用促進

地域福祉を推進する上では、多様なニーズに対応できる専門的な知識・技術に基づいた的確なサービスの提供と、公的なサービスの質の向上が必要です。そのためには、公的サービスを担う専門職をはじめ、保健・福祉に携わる人材の確保やスキルアップ、区の課題を全体的・複合的に捉え、関係分野などと連携し、包括的に解決できる人材を育成することが必要となります。また、従事者がメンタルヘルスを良好に保ちながら働ける職場環境を整えることや、災害時であっても利用者が継続して公的なサービスを利用し続けることができる環境を整備することも必要となります。

さらに、地域団体等の活動の情報を、区民のみならず、公的なサービスの提供主体にも伝えていくことで、区全体のサービスの質の向上を図り、より良いサービスの提供につなげるとともに、ひきこもりや高齢者世帯など、サービスの情報が届きにくい世帯について、積極的なアウトリーチ（訪問支援）の活用を図り、適切な情報提供によるサービスの利用につなげていくことも重要です。

《区が主体となって進める取組》

- 介護サービスや保育サービスなどに携わる人材確保とスキルアップを支援します。
- 介護施設や障害者施設、保育施設などに福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 包括的な視点をもって連携支援を行える区の職員を育成します。
- 区内で提供している公的なサービスや、民間団体や地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

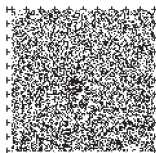
- 区内で提供している公的なサービスや、地域団体等が行っている活動について、区民や事業者へ情報を提供します。
- 地域で継続的に支援を必要とする世帯を早期に発見・支援するため、区や地域の関係団体と、日頃から顔の見える関係を構築します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- それぞれの職務に応じた研修を実施し、人材育成に取り組みます。
- 他団体との連携を深め、専門性の向上に努めます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 区の出前講座などを活用して、区のサービスや施策についての理解を深めましょう。
 - 近隣との付き合いや日々の活動の中で、支援が必要な世帯に気付いた場合は、適切な機関などに相談しましょう。
 - 自治町会の回覧板・掲示板などで地域のサービスに関する情報を共有しましょう。



取組方針1 保健・福祉に携わる、人材確保とサービスの質の向上

- 保健・福祉に携わる人材の確保・定着に向けた支援に努めていきます。
- 保健・福祉に携わる人材のスキルアップに取り組んでいきます。
- 福祉サービス第三者評価の受審勸奨や苦情相談などの充実を図り、福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。
- 介護施設等に対して、助言、指導や監査等を実施することで、サービスの質の向上や管理体制の適正な整備・運用につなげていきます。
- 従事者が、やりがいを持って職務に従事するために、運営面から従事者をサポートする体制の強化に取り組み、従事者のメンタルヘルスの推進を図ります。
- 従事者に対するハラスメントに関する普及啓発のための研修の実施や相談窓口の設置を検討するなど、介護現場などでのハラスメントの防止対策を強化します。

取組方針2 関係分野と連携し、包括的な視点をもって支援を行える人材の育成

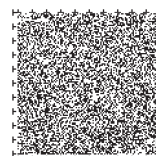
- 高齢者や障害のある方、子ども・若者、生活困窮者などの支援に際しては、分野を超えた連携が求められる事例が増えてきています。各分野の相談窓口の職員が、担当する部署に関する困りごとだけでなく、その背後にある世帯の困りごとに気付き、支援関係機関と連携して支援できるよう、人材の育成を行っていきます。
- 区職員全体の人材育成の基本となる葛飾区人材育成基本方針の個別方針として、福祉職版の人材育成方針を策定し、よりきめ細やかな人材の育成を行っていきます。

取組方針3 支援を必要とする人への情報提供とサービスの利用促進

- 支援が必要な状況にあるにもかかわらず援助を求められない世帯、援助を受けることに拒否感が強い世帯、ひきこもりや高齢者世帯などの情報が届きにくい世帯に対しては、くらしのまるごと相談課をはじめとする区の機関が積極的にアウトリーチ（訪問支援）を行い、地域で支援を必要とする世帯を早期に発見し、適切なサービス利用につなげ、問題が深刻化・潜在化することの予防に努めます。
- 区と地域の関係団体が、日頃から顔の見える関係を構築することで、地域活動の中で支援を必要とする世帯を早期に発見し、支援につなげていきます。

取組方針4 災害時要配慮者対策の強化

- 個別避難計画の策定や、介護事業所等のBCP（業務継続計画）の策定や訓練など、関係機関と連携しながら、災害時の要配慮者対策を強化していきます。



基本目標3 包括的な支援体制の整備

これまで、子ども、高齢者、障害のある方などの対象ごとに、各種制度に基づいた公的な支援体制が整備され、質量ともに支援の充実が図られてきました。しかし、現在では、認知症や精神障害が疑われたり、セルフ・ネグレクト、生活困窮、社会的孤立やごみ屋敷など、複合的な課題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、中高年のひきこもりなど、公的な支援が受けられず制度の狭間にある方への対応や、買物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とならない身近な生活課題への対応も求められています。

区は、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応していくため、令和6（2024）年4月から、社会福祉法第106条の4第2項各号に定める「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの取組を柱とし、これらを効果的かつ円滑に実施するため、「多機関協働による支援」と「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5つの事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を開始し、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

《区が主体となって進める取組》

- 相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、相談を幅広く受け止め、相談者に対して適切な情報や支援メニュー等を提供するとともに、各種支援機関等と連携・協働することで、包括的な支援体制の構築を進めます。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、地域活動の活性化を促進することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。
- 支援に結び付いていない人について、アウトリーチ（訪問支援）による支援を行っていきます。
- 民間の賃貸住宅を借りにくい状況にある高齢者や障害のある方などの住宅確保要配慮者について、居住支援協議会で対応方法を協議し、支援を行っていきます。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

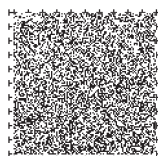
- 支援調整・連絡会議等の活用により、複雑化した相談にも柔軟に対応する体制を構築します。
- 地域活動の活性化を支援し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 分野を超えて、他団体と連携協力して、支援に取り組みます。
- 地域で活動する支援者を専門的な視点から支えていきます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 支援を必要としている世帯に気付いた際には、民生委員・児童委員などや区の相談機関・相談窓口に連絡しましょう。



取組方針1 くらしのまるごと相談事業のさらなる推進

□年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら支援していく包括的な支援を推進します。

取組方針2 家族介護者への包括的支援の充実

□支援者に対し、家族介護者に対するアセスメント（課題の把握・分析）や、多様な専門職との連携支援等について啓発や研修を行うほか、さらなる支援体制の強化について関係機関と検討を進めます。

□ヤングケアラーについて、周知・啓発による社会的認知度の向上や、ピアサポートなどの相談体制、関係部署が一体となる支援の強化に取り組みます。

取組方針3 複雑化・複合化した多様な支援ニーズを包括的に支援する体制の整備 【葛飾区重層的支援体制整備事業実施計画】

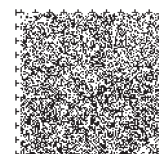
実施計画策定の目的

区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢、障害、子ども、生活困窮等、各分野が連携・協働し、その専門性を生かしながら、区全体の支援体制をつくることを目的とします。

実施事業

重層的支援体制整備事業では、社会福祉法第106条の4第2項各号の定めに基づき、以下の5つの事業を一体的に実施します。

第1号	包括的相談支援事業
第2号	参加支援事業
第3号	地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号	多機関協働事業（第6号 支援プランの作成と併せて実施）



(1) 包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例について、くらしのまるごと相談課につなぎ、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援を行っていきます。

(2) 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うとともに、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューづくりを行っていきます。また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行っていきます。

(3) 地域づくり事業

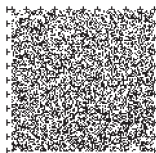
地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することや、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、さらに、地域における活動を活性化することで、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行っていきます。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に対して、訪問や面談により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら、適切な支援につなげていきます。

(5) 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業にかかわる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援していきます。



基本目標 4 地域を主体とした福祉活動の推進

核家族化や生活スタイルの多様化に伴い、個人を尊重する傾向が強くなってきています。また、様々なサービスが充実している一方で、地域では自助・互助が薄れてきている傾向があります。このような中であって、人と人とのつながりを強め、地域の絆を深めていく取組は、大切な視点となります。

このため、自治町会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等地域の福祉団体、ボランティア団体などによる地域活動を促進するとともに、これらの地域による支援と併せて、近隣による助け合い、ボランティア支援などを組み合わせて、支援を必要とする世帯を地域全体で継続的に支えていくコミュニティソーシャルワークの推進を図ります。

《区が主体となって進める取組》

- 地域を主体とした福祉活動を押し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組めます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有することで、地域の課題解決の向上に努めます。
- 支援を必要とする方が自分らしく暮らしていけるよう、地域の方や各支援関係機関と連携・協力しながら、一人一人の実情に寄り添った支援を行っていきます。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

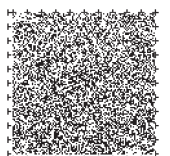
- 地域を主体とした福祉活動を押し進めるため、コミュニティソーシャルワークの推進に取り組めます。
- 地域団体等や区の専門機関との相互の交流を促進し、ノウハウを共有するため、関係者の調整を行うとともに、地域の状況や課題に即した取組を推進します。
- 区の関係部署と連携して、地域の関係機関・専門職団体とのネットワークの構築や新たなサービスの検討に取り組んでいきます。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 関係機関や専門職団体が協力して地域課題の解決に取り組んでいきます。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 身近な生活支援の担い手として協力していきましょう。
- 地域ぐるみの支え合いを進めていきましょう。
- 地域の課題に関心を持って、身近なところから活動を始めましょう。



取組方針1 地域の主体的な活動の推進（コミュニティソーシャルワークの推進）

- 自治町会や民生委員・児童委員などと地域をつなぐネットワークの強化を図りながら、制度の狭間にある問題を明確にし、課題解決につなげる「個別支援」と、区民などによる福祉活動を支え・進める「地域支援」、さらに、支え合い・助け合いの地域づくりを目指した「仕組みづくり」の3つの機能について、くらしのまるごと相談課を中心とした区と社会福祉協議会が役割分担を行い、葛飾区としてのコミュニティソーシャルワークを推進していきます。

取組方針2 身近な生活課題への地域の助け合いの促進

- 身近な生活課題については、ちょっとした助けを必要とする人と、身近なことで人の役に立ちたいと考えている人を結び付け、地域の助け合いを促進し、助け合いの担い手・受け手双方が地域で生き生きと活動できる体制を整えるとともに、地域の中で困っている人を助けたいと思う人を増やし、自然に支え合いが生まれる環境づくりを進めていきます。

取組方針3 災害時の助け合いの促進

- 災害時における被害を最小限に抑えるため、平常時での地域のつながりや災害時での助け合いの強化に向けた支援を推進していきます。

取組方針4 地域団体等の活動支援

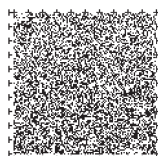
- 地域の課題が多様化する中で、地域団体等の活動範囲も広がり、複雑な課題を抱える世帯への対応が求められることも多くなってきているため、これまで以上に、区と地域団体等との連携を強化するとともに、地域団体等の活動の活性化を図っていきます。

取組方針5 地域で活動する団体の活動の見える化と区民への情報提供の充実

- 地域で行われている様々な活動が、支援を必要とする方や地域活動に参加したい方に適切に届くよう、情報提供などの取組を推進していきます。

取組方針6 地域で活動する団体の情報共有や団体間の連携の促進

- 地域で活動する団体間の情報共有を図り、連携した活動を展開することができるよう、団体間のネットワークの強化や交流の場の創出、団体情報の周知に取り組みます。
 - 既存の地域団体等との連携・協働を進め、より多くの団体がかかわり、交流を深めることが可能となる支援の強化を図っていきます。



基本目標 5 権利擁護の推進

区では、平成 20（2008）年に策定、令和 2（2020）年に改定した「葛飾区人権施策推進指針」の基本理念である「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します。」に基づき、誰一人として差別や偏見に苦しむことがなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

さらに、子ども・若者、高齢者や障害のある方などにかかわる各施策の推進や、区、社会福祉協議会、地域団体等や区民の協働により地域福祉を推進する上でも、個人の自己決定を尊重する、個人の健康や生命を守る、個人の財産を守るなどの権利擁護は、全ての対象者に共通する重要な取組です。権利擁護を進めるに当たっては、区や関係機関、専門職団体の取組とともに、地域の理解も必要となります。

《区が主体となって進める取組》

- 葛飾区人権施策推進指針に基づき、啓発事業の充実、人権教育・研修の充実、相談・支援体制の充実等に取り組みます。
- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

《社会福祉協議会が主体となって進める取組》

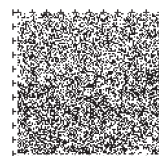
- 成年後見制度やその他の権利擁護支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関との協力のもと、虐待や消費者被害を防止します。
- 高齢者福祉や障害福祉などの事業者などと協力して、権利擁護を推進します。

《関係機関や専門職団体が主体となって進める取組》

- 成年後見、虐待や消費者被害の防止などについて、専門的な支援を行います。

《区から区民や地域団体等へのお願い》

- 権利擁護について理解を深めましょう。
- 虐待や消費者被害の実態について理解を深めましょう。



判断能力が十分でない人への支援【第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画】

権利擁護支援策の充実

権利擁護支援が必要な人の早期支援

権利擁護支援の周知・普及、他事業から成年後見制度へのつなぎ、相談窓口の充実を図ります。

任意後見制度の推進

権利擁護支援に関する早期の相談において、判断能力がある方については、本人の意思を反映、尊重した任意後見制度の活用を進めていきます。また、各種相談窓口等において、任意後見契約のメリットを幅広く周知します。

尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

本人の特性に応じた意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用、意思決定支援のさらなる浸透、区長申立ての適切な実施と推進、成年後見制度利用支援事業の推進等の取組を進めていきます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実

地域連携ネットワークの体制

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の関係者等から構成される「支援チーム」を活用することで、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援を行います。また、成年後見にかかわる専門職による協議会を設け、関係団体等との連携の強化を図り、支援内容の検討等を行うとともに、地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の強化に努めます。

地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組

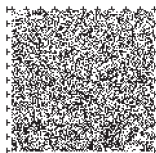
専門職後見人等の担い手が地域で活躍するための支援や活動しやすい環境を整えます。また、「支援チーム」が意思決定支援に取り組めるよう、意思決定支援の重要性や考え方等について、継続的な普及・啓発を図ります。

中核機関の具体的役割

広報、相談支援、受任者調整、担い手の確保・育成等の推進、後見人支援、不正防止対策を行います。

その他権利擁護に係る事業の充実

訪問援助事業（地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業）、成年後見人等のつどい、終活への支援を行います。さらに、身近に頼れる親族のいない高齢者に対して、見守りを行いながら、本人の状態に応じて、入院・入所の際の身元保証や葬儀、家財処分等の死後事務までをトータルでサポートする「やすらぎ安心サポート事業」を実施していきます。



取組方針2 子どもの権利擁護

- 「葛飾区子どもの権利条例」に則り、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を守り、子どもの最善の利益を優先及び考慮した取組を推進していきます。

取組方針3 高齢者の権利擁護

- 認知症になっても、介護が必要になっても、家族や周囲から支えられて自分らしい生活を送れること、自分のことは自分で決められること、財産が守られること、これら的高齢者の権利を擁護していくことが大切です。そのため、認知症などにより判断能力が低下した場合に、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。
- 「高齢者虐待防止・養護者支援計画」に基づき、虐待の予防・早期発見と対応・再発防止に向けて取り組むとともに、高齢者の特殊詐欺被害や消費者被害について、関係機関が連携を密にして、被害の防止や被害早期における相談体制を強化していきます。

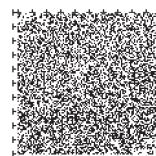
取組方針4 障害者の権利擁護

- 障害者権利擁護窓口にて、障害のある方の虐待に関する相談に対応するとともに、障害のある方に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する相談に引き続き対応していきます。
- 区内事業者に対して、合理的配慮に関する周知を充実するなど、障害者の権利擁護を推進していきます。
- 障害のある方が「親亡き後」も自分らしい生活を送れるよう、財産の管理やサービス利用など、本人の意思決定を支援する成年後見制度のさらなる活用に取り組みます。

取組方針5 意思決定支援

- 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則であり、不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重します。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の意思及び選好を推定します。本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断します。これらが意思決定支援の基本的原則となります。

それぞれの支援を担当する専門職は、この意思決定支援の趣旨を踏まえ、日々の支援を行っていきます。





葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第2期葛飾区地域福祉計画（概要版）

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

発行：葛飾区

編集：葛飾区福祉部くらしのまるごと相談課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-6388（直通）

ファクス 03-5698-1530

葛飾区ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

